

豊橋市立植田小学校

いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月 1 日改定

豊橋市立植田小学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

傍観者 ⇔ **仲裁者（いじめを抑止）** **相談者（いじめを告発）**に転換を促す取り組みを

(1) いじめについての基本的な認識

いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。本人がいじめられたと感じていれば、たとえ軽微なもの・短期間なものであっても、「いじめがあった」という認識のもとに、迅速かつ誠実に対応していく。

(2) 学校のいじめに対する基本姿勢

【予防的な取り組み】

- 安心して生活できる集団づくり（学級・学年・学校）
- 互いに尊重し、認め合うことができる雰囲気づくり。
- 自分が必要だと感じることができる場の設定。（行事・係活動・たてわり活動）
- 自分を表現することができる場の設定。（委員会・たてわり活動・授業・朝の会・帰りの会）
- 放課や授業後の時間における相談活動の実施。
- 相談週間（先生あのね週間：6月、11月）の実施。
- 児童アンケートの実施（毎月末：学校生活を振り返るための内容も含む）
- 互いに認め合う心の育成。（道徳・ほっとハート・読み聞かせ・いなほトーク）
- 心が温まる掲示。
- 欠席者に対する温かい心配り。

（担任からの電話・翌日の持ち物連絡・配付物の整理・級友のメッセージ）

- 児童の内面・友達関係・行動を知るための日記の活用

(3) 育てたい児童の力や教師の役割

いのちを尊び、心豊かに、たくましく生きる児童の育成

【教師の役割】 ★確かな人権感覚を備え、偏見や差別的言動に対して迅速に指導（性的指向や性自認）

- 不登校児童を出さないために児童一人一人が、自分の存在感や自己肯定感を感じができる温かい雰囲気の学級づくり・学校づくりを目指す。
- 心の居場所を学級内・学校内に作るため職員の温かい言葉がけ・支援・配慮に心がける。

- ・全児童を全職員で見守るために情報の共有・共通理解を図る。
- ・問題の早期発見に努め、具体的な支援方法をいろいろな角度から考えて支援する。毎月末に学校生活を振り返る「児童アンケート」を行い、日常的な指導や「先生あのね週間」とともに、児童の実態把握に努める。
- ・悩みやいじめの種を早期発見し、「生活サポート委員会」を中心にして適切な対処を図る。
- ・「児童アンケート」、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定め、チェックリストを作成・共有して全職員で実施し、早期発見対応に努める。
- ・保護者や地域、スクールカウンセラーなど各相談機関との連携を密にして対応する。

2 いじめ防止対策組織

この組織としては、本校においては「生活サポート委員会」（必要に応じて随時開催）がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、生活サポート主任、養護教諭、道徳教育推進教師、スクールカウンセラー、教育相談員等で構成する。

(1) 「生活サポート」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校教育活動アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・月に一度の「児童アンケート」や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに報告・相談する。

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童同士の関わりを大切にし,互いに認め合い,ともに成長していく学級づくりを進める。
 - イ 児童の活動や努力を認め,自己肯定感を育む授業づくりに努める。
 - ウ 教育活動全体を通して,道徳教育・人権教育の充実を図るとともに,体験活動を推進し,命の大切さ,相手を思いやる心の醸成を図る。
 - エ 情報モラル教育を推進し,児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め,ネットいじめの加害者,被害者とならないよう継続的に指導する。
 - オ 「性的マイノリティ」である児童や,見かけや憶測から「LGBT」のようだとされる児童に対して,いじめの対象にならないよう慎重な配慮が必要となるため,職員が確かな人権感覚をもち,偏見をなくすとともに,大人から性別に関わる冗談やからかいを慎むよう心がける。
- (2) いじめの早期発見の取り組み
- ア いじめアンケートや教育相談を定期的に実施(年 11 回)し,児童の小さなサインを見逃さないように努める。
 - イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや,保護者との信頼関係づくりに努め,いじめ等について相談しやすい環境を整える。
 - ウ 校内相談室を整備したり,相談箱を設けたりするなど,児童が相談しやすい環境を整える。
 - エ 外部の相談窓口の紹介,周知を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生活サポート委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと,毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解,保護者の協力,スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や,警察署,児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い,いじめを見過ごさない,生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については,必要に応じて警察署等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は,速やかに教育委員会に報告をし,【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は,「植田小学校いじめ調査委員会」を設置し,事案に応じてスクールカウンセラー,市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については,被害児童,保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り,加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては,PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し,実効性のある取り組みとなるよう努める。そこで,アン

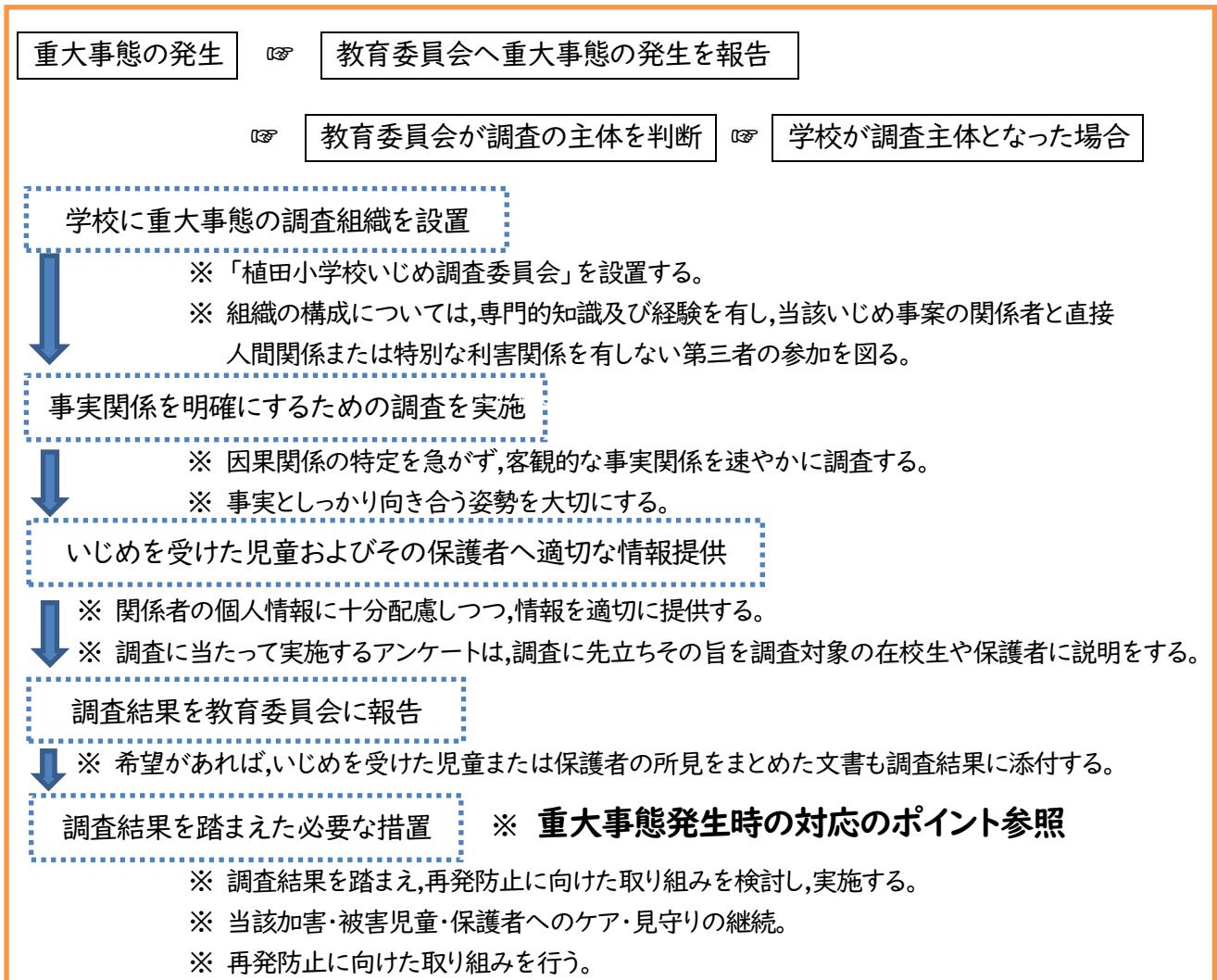
ケート、いじめの通報、情報共有、適切な対応のあり方についてのマニュアルを定め、それを徹底するため、チェックリストを作成・共有して全職員で実施し、早期発見と適切な対応に努める。いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく。また、適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直していく。

- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校教育活動アンケートを年に2回実施（7月、12月）し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。
- (3) 学校いじめ基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。更に、達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善を図る。【学校評価】
- (4) 学校いじめ基本方針については、学校ホームページへ掲載し、その内容を、入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

【重大事態発生時の調査対応図】



【植田小学校 生活サポート組織図】2025

